

令和 5 (2023) 年版

呉市の男女共同参画に関する 年次報告

概要版

男女共同参画の実現を目指して

少子高齢化の急速な進展や人口減社会の到来、経済環境の変化により、社会は大きな転換期を迎えています。これからの時代を豊かで活力ある確かなものとしていくためには、様々な社会的基盤や資源を活用するとともに、その質的向上に向けた取組が不可欠です。

このような状況下で、男女が互いの人権を尊重しあい、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の最重要課題とされています。

呉市では、平成13年12月に、「くれ男女共同参画推進条例」を制定し、市民や事業者と共同しながら、積極的に施策を推進しています。

本書は、条例に基づく年次報告書として作成したものであり、呉市における男女共同参画の現状、令和元年度に本市が取り組んだ施策の実施状況などを掲載しています。

本書を、一人でも多くの方にご覧いただき、男女共同参画社会の実現に向けての理解と関心を深めるよい契機として、広く活用していただきたいと思います。

呉市 市民部 人権・男女共同参画課

● 目次 ●

- I 「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」の体系
- II 呉市の男女共同参画の現状
 - 1 呉市の基礎データ
 - 2 <目標Ⅰ> 男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進
 - 3 <目標Ⅱ> 男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進
 - 4 <目標Ⅲ> 男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり
 - 5 <目標Ⅳ> 男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり
- III 呉市の男女共同参画施策の実施状況（令和元年度の主な取組）
- IV 「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」の指標と現況値・目標値

*グラフ・統計資料は、特に注釈のない限り、本市のデータを示しています。

*グラフ・統計資料の数字は、平成15年4月1日に下蒲刈町、平成16年4月1日に川尻町、平成17年3月20日に音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併をしたため、原則として基準期日が合併日以前のものについては旧町分は含まれず、合併日以降のものについては含まれています。

*グラフ中の割合(%)は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%を上下する場合があります。

I 「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」の体系

目標Ⅰ 男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進

方針1

男女共同参画の推進に向けた広報・意識啓発を推進します。

施策1 広報・意識啓発の推進

施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

方針2

男女共同参画の視点に立った教育・学習による人づくりを進めます。

施策1 男女共同参画の視点に立った教育の促進

施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

方針3

男性にとっての男女共同参画を促進します。

施策1 男性にとっての男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実

目標Ⅱ 男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)

方針1

政策・方針の立案、決定過程への女性の参画を拡大します。

施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策2 企業・地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

施策3 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

方針2

社会・地域活動への男女共同参画を促進します。

施策1 まちづくりや防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進

目標Ⅲ 男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)

方針1

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を推進します。

施策1 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の広報・啓発の推進

施策2 子育てや介護に対する支援

施策3 男性のための両立支援

方針2

男女がいきいきと働くことができる職場づくりを支援します。

施策1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策2 多様な働き方を可能にする環境整備

施策3 働く場における女性の活躍の推進

目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

方針1

男女の人権が尊重されるように取組を進めます。

施策1 男女間におけるあらゆる暴力の防止

施策2 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進

配偶者暴力防止法第2条の2第2項2に基づく呉市DV防止基本計画

施策3 メディアにおける男女の人権の尊重

方針2

健康で安定した暮らしを支援します。

施策1 生涯を通じた健康づくり支援

施策2 互いの性の理解と尊重

施策3 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

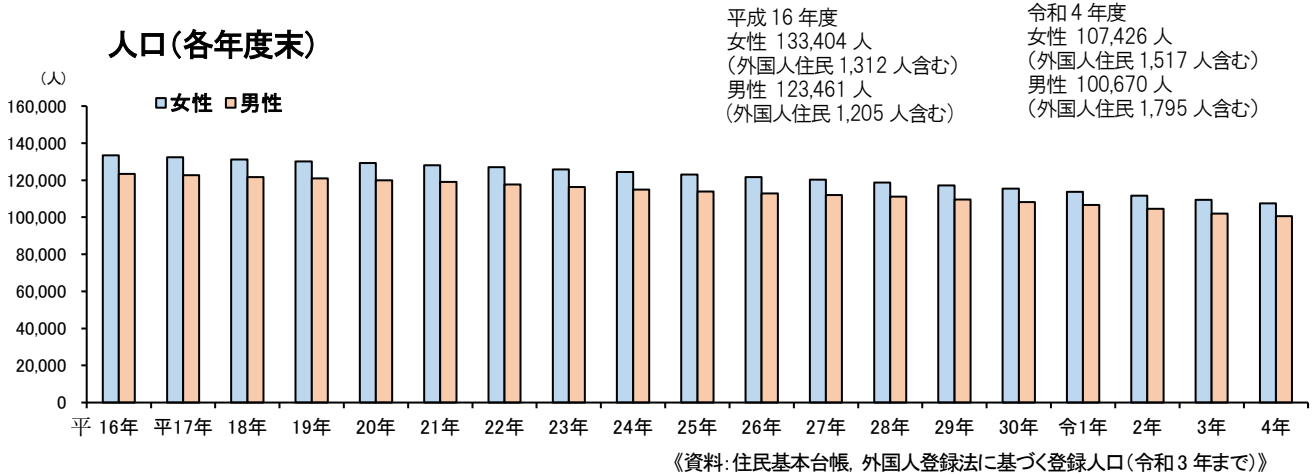
Ⅱ 呉市の男女共同参画の現状

1 呉市の基礎データ

(1) 呉市の人口

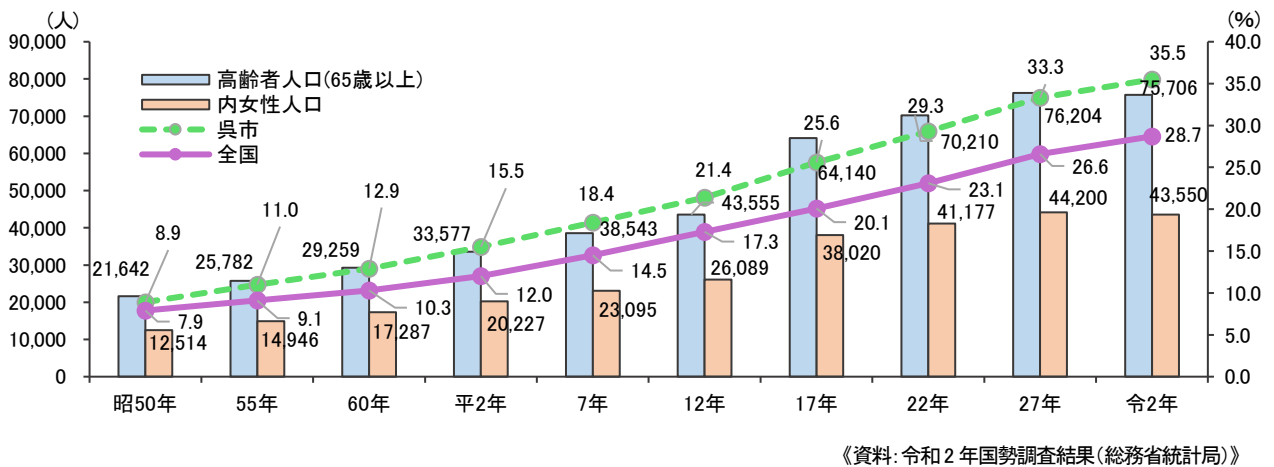
①人口

呉市は、平成15年度に近隣1町と、平成16年度に近隣7町と合併し、その人口は平成16年度末に256,865人（うち外国人住民2,517人）に増加しましたが、令和4年度末には208,096人（うち外国人住民3,312人）まで減少しています。また、男女比では、女性の方が6,756人多くなっています。



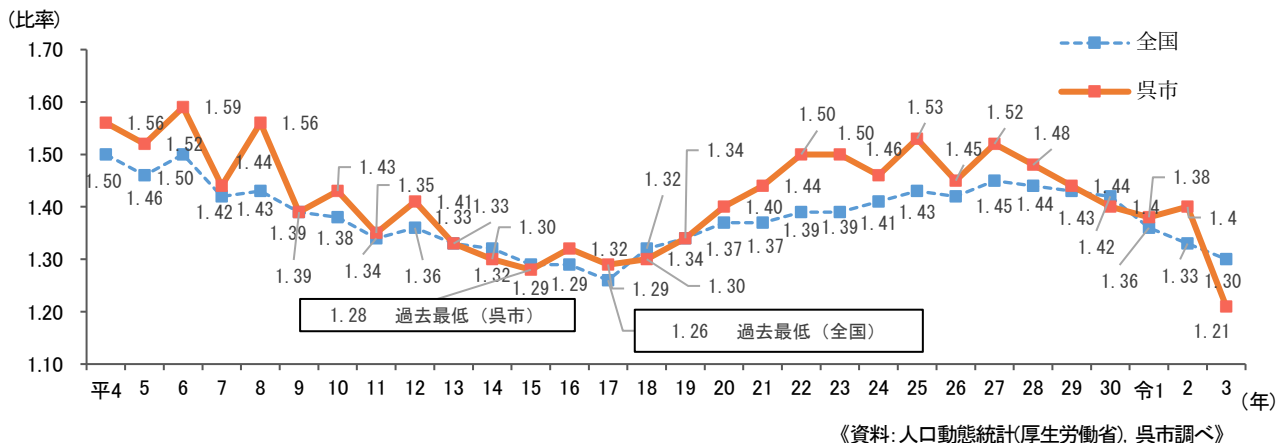
②高齢者人口及び高齢化率の推移

呉市の65歳以上の高齢者人口は年々増加し、令和2年には、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、35.5%となり、全国平均と比べ6.8%高くなっています。また、令和2年度の高齢者人口では、57.5%が女性となっています。



③合計特殊出生率の推移

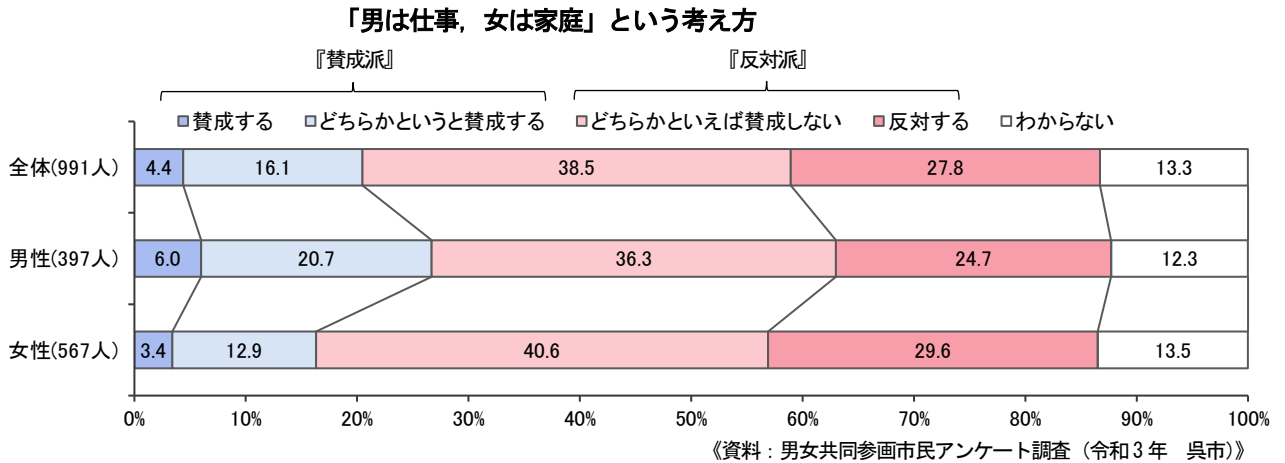
呉市の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値)は、人口を維持するために必要と言われていた2.07を大幅に下回る状況が続いています。



2 <目標 I>男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進

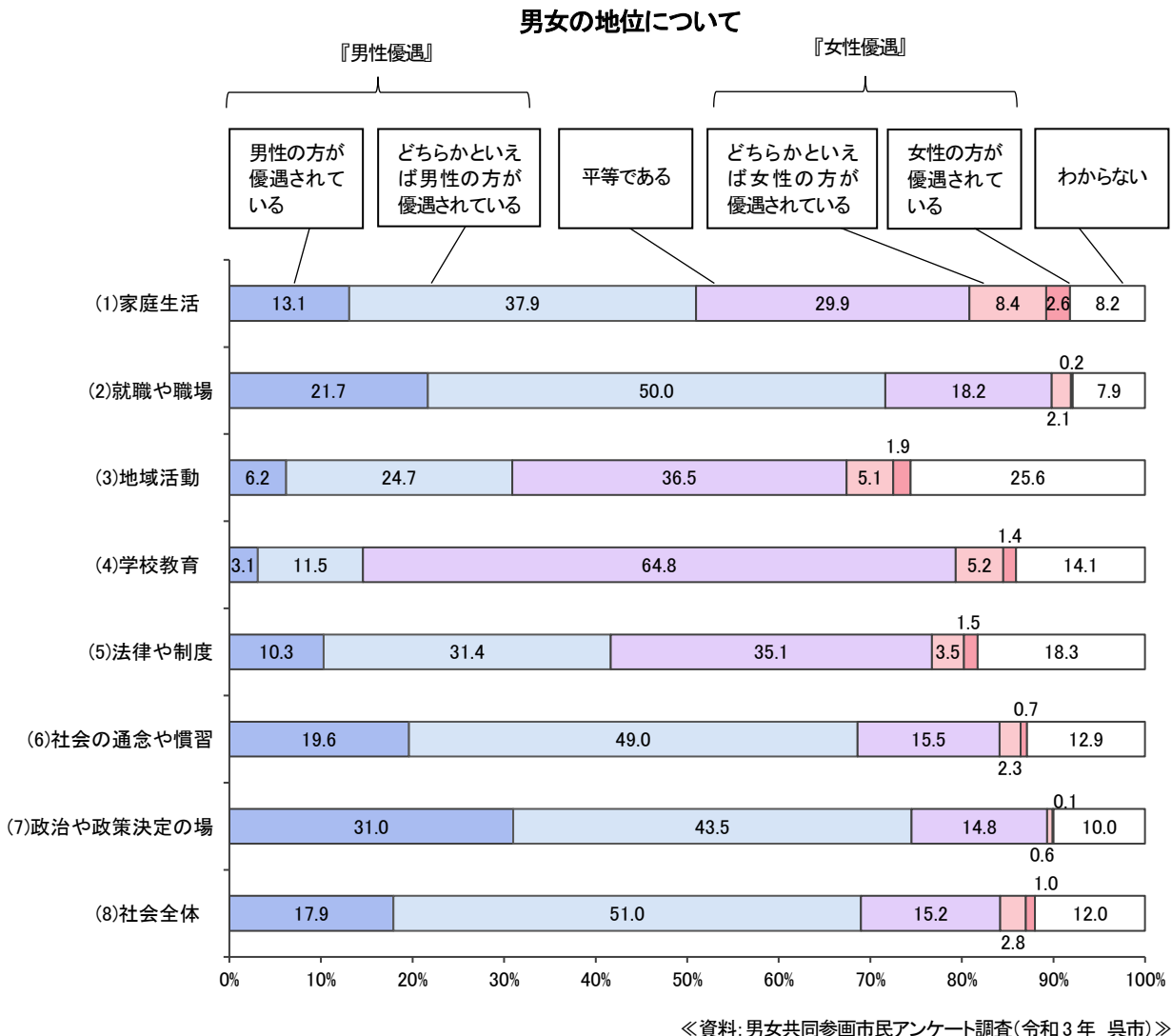
(1) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を合わせた『賛成派』は20.5%、「反対する」と「どちらかといえば賛成しない」を合わせた『反対派』は66.3%で、『反対派』が『賛成派』を大きく上回っています。



(2) さまざまな分野における男女の地位について

男女の地位が平等になっていると思うかを8つの分野についてみると、「就職や職場」「社会の通年や慣習」「政治や政策決定の場」「社会全体」の分野において、『男性優遇』と回答した人は、6割を超えています。一方、「平等」と感じている分野は、「学校教育」が64.8%と最も高く、次いで「地域活動」で36.5%、「法律や制度」で35.1%と、すべての分野において、前回調査（H28）から変化はあまりみられません。

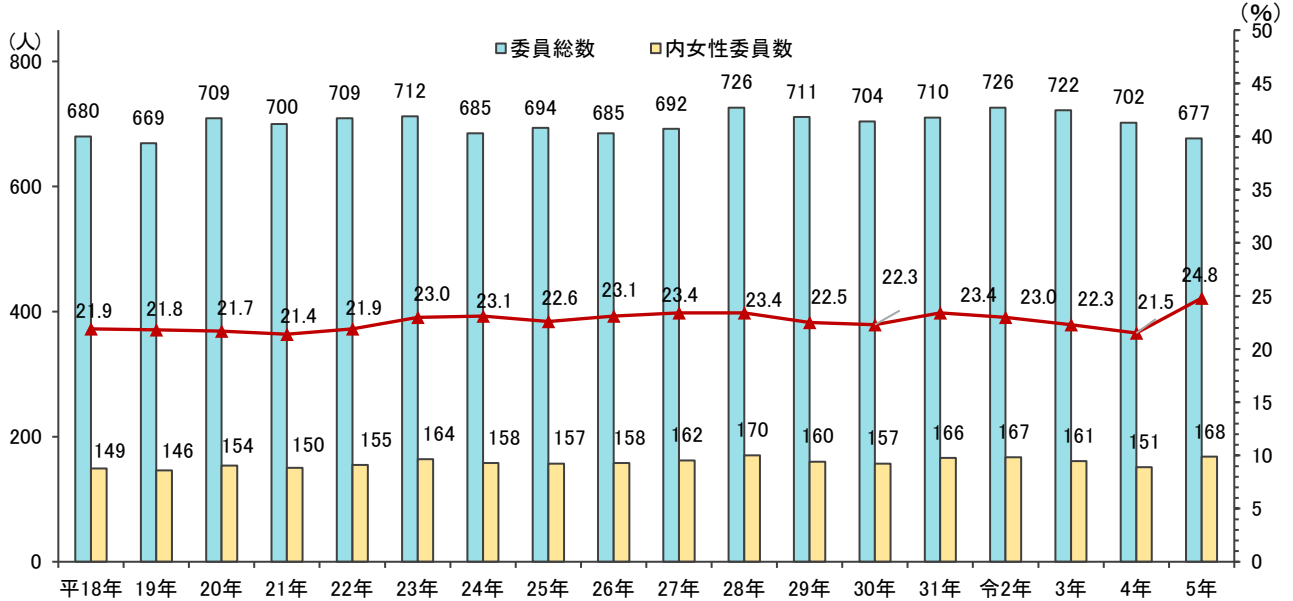


3 <目標Ⅱ>男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

(1) 審議会等における女性の参画状況

呉市の審議会等委員に占める女性の割合は、20%をやや上回る割合で推移しており、令和5年4月1日現在では24.8%となっています。

審議会等委員に占める女性委員数と割合の推移(各年4月1日)

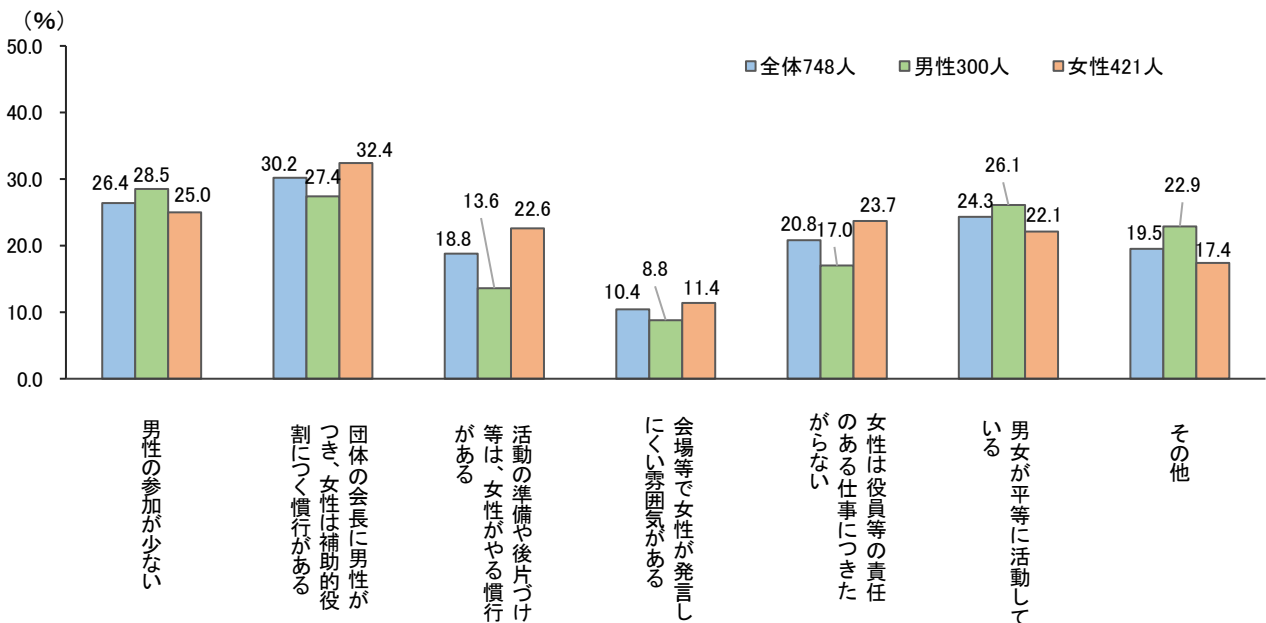


《資料:呉市調べ》

(2) 地域活動における男女の役割分担など

地域活動等の現状については、全体では「団体の会長に男性がつき、女性は補助的役割につく慣行がある」が30.2%、「男性の参加が少ない」が26.4%の順となっています。また、男性と女性では、「活動の準備や後片づけ等は、女性がやる慣行がある」、「女性は役員等の責任のある仕事につきたがらない」の順で、感じていることに差が出ています。

地域活動の現状について(男女の役割分担で思うこと)

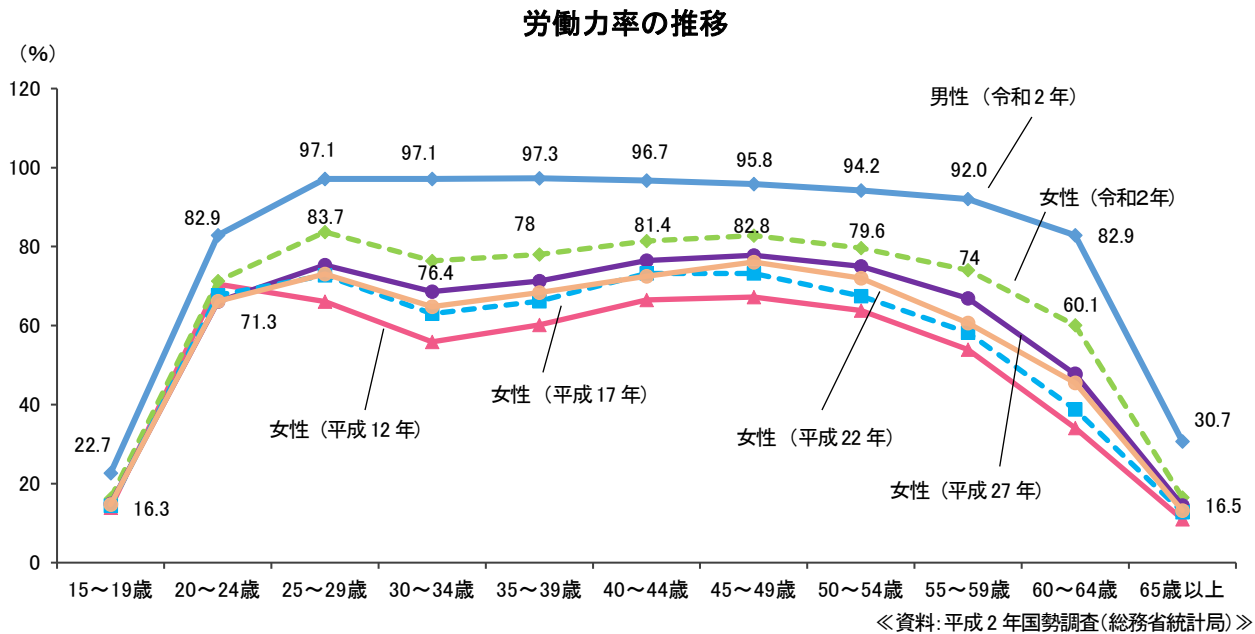


《資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

4 <目標Ⅲ>男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

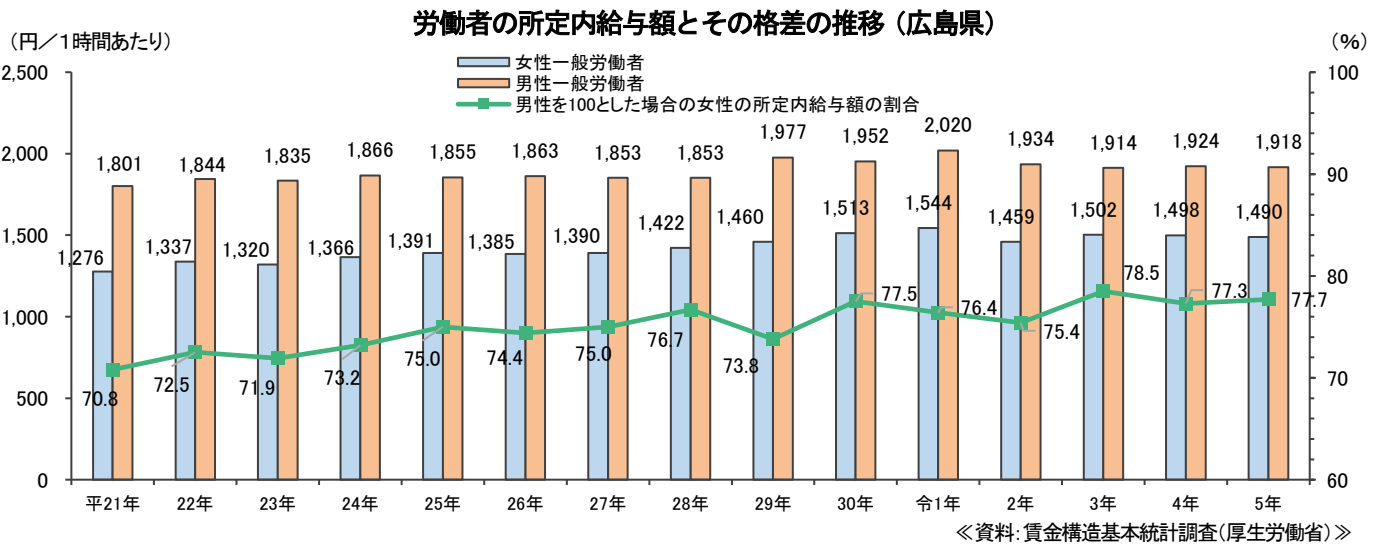
(1) M字型を示す女性の労働力率 ※1

年齢5歳階級別に呉市の労働力をみると、男性は25～59歳までの各年齢階級で90%以上と高く台形を描いています。それに対して、女性は25～29歳と45～49歳を頂点とし、30～34歳を谷とするM字型カーブを描いていますが、30～34歳の労働力率は年々上昇しています。さらには、45歳以上の女性の労働力率も年々上向き、M字型カーブは緩やかになってきています。

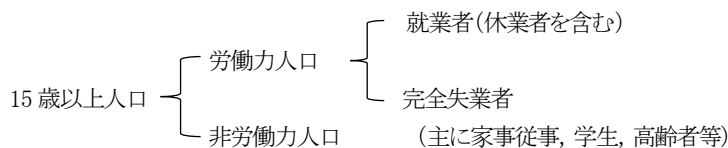


(2) 男女の賃金

令和5年の女性一般労働者 ※2 の1時間あたりの所定内給与額は1,490円で、男性一般労働者の1,918円の77.7%にあたり、平成21年以降は7割を超えていますが、男女間の差には依然として開きがあります。



※1 労働力率 : 15歳以上の人口に占める労働力人口の割合



※2 一般労働者 : 短時間労働者以外の労働者をいう。

※3 所定内給与額 : 労働契約等で定められている現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

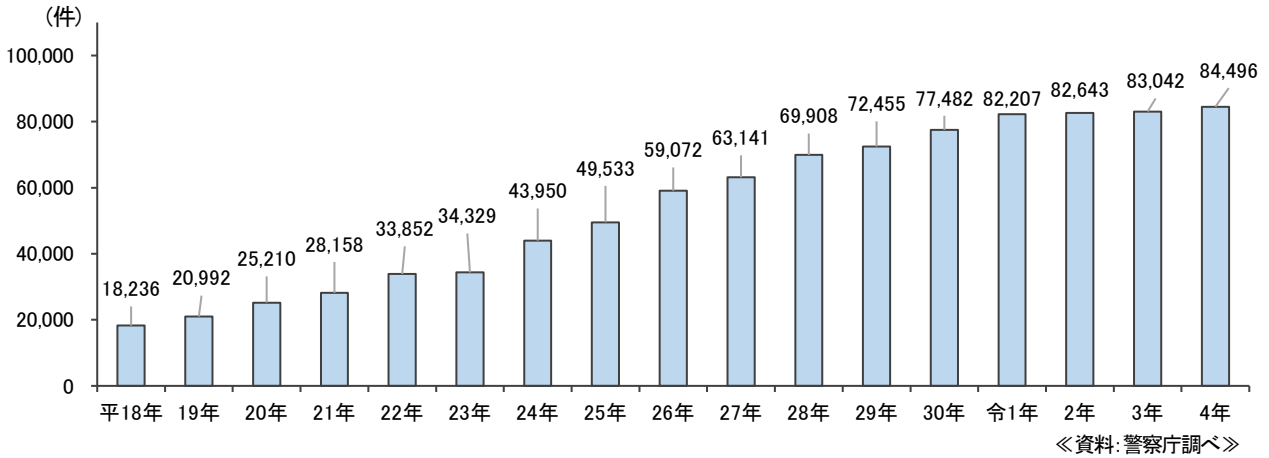
各年6月分として支給された所定内給与額を、同月の所定内労働時間数で除して1時間あたりの額を算出している。

5 <目標Ⅳ>男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

(1) ドメスティック・バイオレンス※の防止と被害者への支援

全国の配偶者からの暴力事案の認知状況及び広島県のDV認知件数は、いずれも年々増加しています。

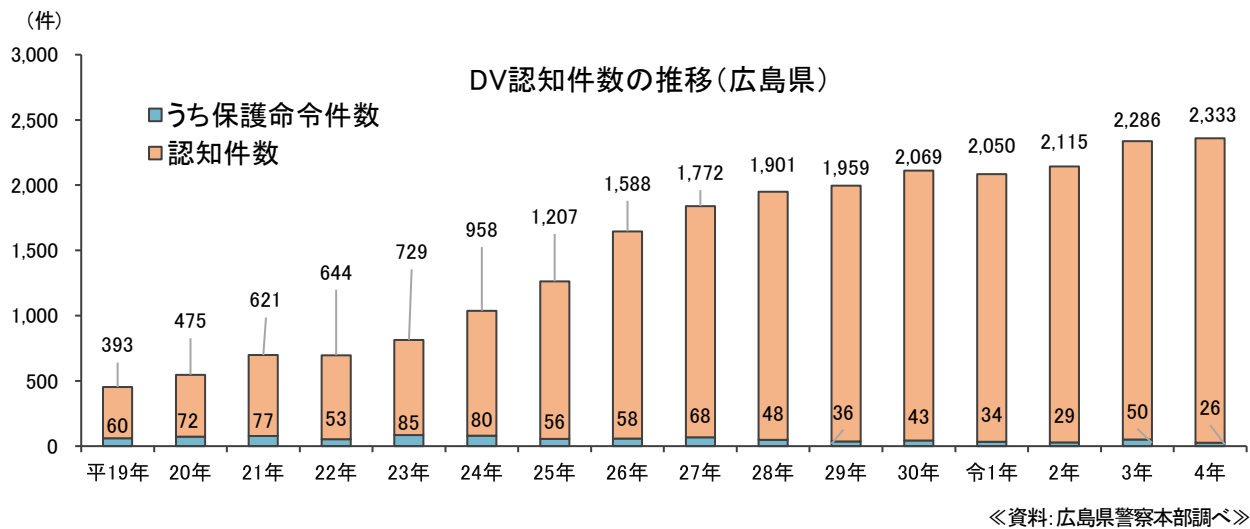
配偶者からの暴力事案等の相談等状況(全国)



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上

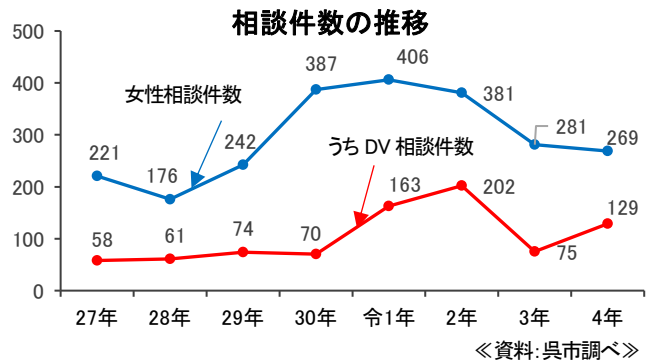
注3) 法改正を受け、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力事案についても計上



(2) 女性相談の状況

呉市の女性相談件数(面接・電話)は、令和2年から減少傾向にあります。内容については、年々複雑・多様化しています。

こども部こども家庭相談課 Tel.25-3599
 (呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンターくれ3階)
 相談は、面接・電話等により受け付けています。
 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15



※ドメスティック・バイオレンス(DV):配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振られる暴力で、身体的、精神的、経済的、性的暴力をいう。長い間、家庭の中の問題として見過ごされてきたが、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が制定され、社会問題として位置づけられるようになった。

Ⅲ 呉市の男女共同参画施策の実施状況（令和4年度の主な取組）

「くれ男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」の基本理念の普及や男女共同参画の推進に向けた機運の醸成を図るため、次の各事業を行いました。

(1) 呉市男女共同参画週間事業

6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に合わせ、「令和4年度 呉市男女共同参画週間事業」を開催しました。

テーマ「だれもが生きがいを～生き方から考える男女共同参画～」

●映画上映会

※コロナウイルス感染症対策のため入場人数を半数の1,500人にして開催。

日時：6月18日（土）13:30～16:00

場所：呉信用金庫ホール（呉市文化ホール）

【映画上映会】「湯を沸かすほどの熱い愛」（日本語字幕付き）

●男女共同参画パネル展 出展団体：14団体 ※参議院選挙のため、展示日程を7月に調整。

①7月14日（木）～20日（水）広市民センター、②7月22日（金）～28日（木）呉市役所

(2) くれ男女共同参画セミナー

講座の中で、男女の性別に関係なく互いについて、男女共同参画についての理解を深め、自らの生き方を見つめ直し、いきいきと豊かに生きる機会となるよう、いろいろなテーマでセミナーを実施しました。

区分	チャレンジ応援編（全2回）
テーマ	明日をつかむ！チャレンジ応援講座
実施日時	① 10月22日（土）10:00～12:00 ② 10月22日（土）13:00～15:00
場 所	①，②ともに、広まちづくりセンター
内 容 講 師	① カラーで笑顔こ～色で育むコミュニケーション～ 色育®のキャラクター、「ぎゅっとくん」のカラーカードやカラーダイアリーなどの、創造力、集中力、コミュニケーション力をはぐくむ色育®の手法を用いて、色を使った自己理解・他者理解のコミュニケーションについて学ぶ。 講師：中国地区色育会代表 色育ティーチャー 土井 佳子さん ② 気持ちを聴くこと～こころとことば～ 相手の思いを受けとめる話の「聴き方」を軸にした、人間関係づくりとともに自分を主語にしたプラスの言葉の伝え方も学びながら、お互いの違いを理解し認め合えるコミュニケーションについて学ぶ。 講師：こころとことば代表 大下 幸恵さん
参加者	延べ38人
区分	コミュニケーション編（全1回）
テーマ	絵本「鏡のなかのぼく」動画上映会&作者講演会 ～家族でコミュニケーションを見つめてみませんか～
実施日時	8月20日（土）10:00～11:00
場 所	生涯学習センター（つばき会館）音楽ホール
内 容 講 師	絵本「鏡の中のぼく」の上映会と作者の講演会・意見交換を通して、自分という存在を認め、家族や周りの人とのコミュニケーションについて学ぶきっかけとする。 講師：NPO トラストコーチング代表 馬場 啓介さん
参加者	43人

(3) DV防止啓発

①「女性に対する暴力をなくす運動」啓発講演会

自分や自分の大切な人が、DVの被害者・加害者になってしまったとき、できることについて学ぶため、講演会を開催しました。

事業名	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発講演会
実施日時	11月18日（金）14:00～15:30
場 所	呉市役所7階会議室
内 容	テーマ：コロナ禍におけるDV～DVの現状とかわりつつある日本のDV対策～ 講 師：北仲 千里さん (広島大学ハラスメント相談室 准教授 NPO全国女性シェルターネット共同代表)
参加者	39人

②デートDV啓発講師派遣事業

若年層の、交際相手からのDV（デートDV）への理解を深め、予防するため、高等学校等が行う学習活動に、講師を派遣します。

派遣先	呉工業高等専門学校
日 付	10月12日（水）
学 習 者	1年生～4年生 30人
派遣先	広島県立呉工業高等学校（定時制）
日 付	10月31日（月）
学 習 者	2年生 172人
派遣先	広島県立呉商業高等学校
日 付	12月23日（金）
学 習 者	1年生～3年生 430人

③DV相談先ミニガイドブックの作成・設置

DVの相談先を市民のみなさんに知っていただくため、相談先ミニガイドブックを作成・配布しています。このガイドブックは、広く市民にも設置の協力をお願いしており、市役所等の公共施設に配置しています。

(4) 男女共同参画に関する企業の取組状況調査

市内事業所の男女共同参画への取組や意識等の実態を把握し、今後の施策に反映させていくために実施しました。

【調査項目】

- I 女性の雇用管理状況
- II 育児と介護の両立支援制度
- III 事業所の男女共同参画を進めるにあたっての要望

調査区域	呉市全域
調査対象	市内に事業所のある概ね従業員30人以上の企業 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
標本数	315事業所
調査方法	郵送による配布 FAX・メールによる回答
調査期間	8月17日(水)～9月30日(金)
回収率	57.1%

(5) 第4次くれ男女共同参画基本計画の策定

本書を作成する根拠となっている、くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版が令和5年3月31日
で実施期間を満了することから、これまでの取組の成果を継承しつつ、さらに発展させた第4次くれ男
女共同参画基本計画を策定しました。

年度	月	会議名等
令和 3年度	7～9月	●男女共同参画市民アンケート調査 対象：呉市内に居住する満18歳以上の男女2,500人 (層化無作為抽出法) 有効回答数：1,057件(有効回答率：42.28%)
	7～8月	●男女共同参画に関する企業の取組状況調査 対象：市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業321事業者 (全数調査) 有効回答数：145件(有効回答率：46.03%)
令和 4年度	5月31日	●令和4年第3回 民生委員会(行政報告) くれ男女共同参画基本計画(第4次)の策定について
	7月10日	●第1回推進会議(幹事会)(計画素案の検討 ※書面)
	7月20日	●第2回推進会議(幹事会)(計画素案の検討 ※書面)
	8月26日	●第1回推進会議(委員会)(計画素案の検討)
	8～9月	●男女共同参画に関する企業の取組状況調査 対象：市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業315事業者 (全数調査) 有効回答数：177件(有効回答率：57.10%)
	9月26日 ～ 10月25日	●パブリック・コメントの実施 提出方法：郵送, ファクシミリ, 電子メール, 持参, 電子申請 意見数：0件
	11月18日	●第1回呉市男女共同参画推進審議会(計画素案の検討)
	2月3日	●第2回呉市男女共同参画推進審議会(計画案の検討)
2月3日	●呉市男女共同参画推進審議会 「第4次くれ男女共同参画基本計画」について答申	

IV「くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版」の指標と現況値(令和4年度)・目標値

I:男女共同参画についての意識づくりの推進

目標	方針	施策	指 標	現況値 (令和4年度)	第3次改定版 目標値(～4年度)	第4次計画 目標値(5年度～)
I	1	1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性61.0% 女性70.2% (令和3年)	男性70% 女性75%	100%を目指す
	1	1	「社会全体」で男女の地位が平等だと思ふ人の割合	男性18.9% 女性12.3% (令和3年)	男性35% 女性20%	100%を目指す

II:社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

目標	方針	施策	指 標	現況値 (令和4年度)	第3次改定版 目標値(～4年度)	第4次計画 目標値(5年度～)
II	1	1	女性委員のいない審議会数	2 (令和5年度)	0	0
	1	1	審議会等委員に占める女性の割合	24.8% (令和5年度)	30%	40%
	1	1	市の管理職に占める女性職員の割合	13.2% (令和5年度)	10%	30%
	1	2	女性の管理職がいる事業所の割合	51.2% (令和5年度)	50%	70%
	2	1	女性の単位自治会長の割合	10.6% (令和5年度)	10%	20%

※市の管理職および市職員は、消防・上下水道局を除く職員。

III:男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

目標	方針	施策	指 標	現況値 (令和4年度)	第3次改定版 目標値(～4年度)	第4次計画 目標値(5年度～)
III	1	1	男性の育児休業取得率(市職員) ※1	20.0%	10%	50%
	1	1	育児参加休暇取得率(市職員) ※2	66.7%	100%	100%
	1	1	市職員の年次有給休暇取得日数	9.36日	15日	15日
	1	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている割合	市民48.3% (令和3年度) 企業92.7% (令和5年度)	市民 65% 企業100%	市民 65% 企業100%
	1	2	家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	57.9% (令和3年度)	40%	0%を目指す
	1	2	家庭生活で「育児(乳幼児の世話)」を主に妻だけが行う人の割合(※令和3年調査では「育児・子育て」に変更)	61.2% (令和3年度)	60%	0%を目指す
	1	3	地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (令和3年度)	40%	40%
	2	2	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数(市内企業)	42社	100社	100社
	2	2	女性の労働力率(30～34歳)	76.4% (令和2年)	80%	80%
	2	2	男性の育児休業取得率(市内企業) ※1	25.4% (令和4年度)	5%	30%

※1 令和4年10月からの育児・介護休業法改正により、1歳までの育児休業の分割取得が可能となり、産後パパ育休制度が創設されました。

※2 市職員の育児参加休暇(男性職員が配偶者の出産の付き添い及びその後の育児等を行う場合の休暇)取得率

IV:男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

目標	方針	施策	指 標	現況値 (令和4年度)	第3次改定版 目標値(～4年度)	第4次計画 目標値(5年度～)
IV	1	2	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして 脅す 68.9% (令和3年度)	手でぶつ 100% 殴るふりをして 脅す 100%	手でぶつ 100% 殴るふりをして 脅す 100%
	1	2	中学校・高等学校等(高等専門学校、定時制を含む)におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	80.5% (33校) ※道徳教育の一環として実施したものを含む。	100%	100%

くれ男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日
条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 呉市男女共同参画推進審議会（第 17 条・第 18 条）

付 則

呉市は、美しい瀬戸内海と灰ヶ峰、休山が織り成す風光明媚な自然に恵まれ、「ものづくり」のまちとして発展を遂げてきた。

21 世紀を迎え、社会経済活動の成熟化や少子・高齢化、高度情報化等が急速に変化する中で、ゆとりと豊かさや実感で、個性と輝きのある創造性豊かな都市として更に発展を続け、また、人が人として大切にされ互いに支え合う、やさしさあふれる都市（ハーティボリス）を創造していくには、男女が互いにその人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題である。

呉市では、男女共同参画を推進するために様々な取組を計画的に展開してきたところではあるが、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根深く、女性の労働力率も出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、家庭生活と他の活動との両立が必ずしも十分でない等、真の男女平等を達成するには、なお一層の努力が必要である。

こうした現状を踏まえ、更に豊かで活力ある呉市を創造し、未来に引き継いでいくためには、地域社会を構成する市、市民及び事業者が自らの役割や責任を自覚し、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女共同参画に関する施策を推進しなければならない。

私たちは、市、市民及び事業者の協働によって、男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を定めるとともに、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市、市民及び事業者が積極的に役割を担い合う協働によって豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、その言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接又は間接に性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重され健康な生活を営むことについて配慮されなければならない。

6 男女共同参画の推進は、当該取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに留意し、協調して行われなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第 4 条 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的な取組を行ってはならない。

2 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントその他の人権を侵害する性的な言動や性暴力を行ってはならない。

3 だれであっても、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（市の役割）

第 5 条 市は、男女共同参画社会の形成に向けての責任を自覚し、実施するあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるように努めるものとする。

（市民の役割）

第 6 条 市民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

（事業者の役割）

第 7 条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と育児や介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するものとする。

第 2 章 基本的施策

（基本計画）

第 8 条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定しなければならないものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進に関して総合的かつ長期的に講じるべき施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び変更について、市民及び事業者との協働により行い、当該策定及び変更をしたときは、速やかに公表するものとする。

4 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、あらかじめ、呉市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

（年次報告）

第 9 条 市長は、基本計画に基づいた施策の総合的な推進を図るため、男女共同参画に関する施策の実施状況を調査分析した報告書を作成し、これを公表するものとする。

（市の施策・方針決定過程への女性の参画推進）

第 10 条 市は、率先垂範して、施策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 市の執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の選出に際して、女性の登用に努めること。

(2) 市の行政機関における男女共同参画を図るため、女性職員の積極的な職域の拡大、登用及び能力開発に努めること。

(3) 職員が職業生活と家庭生活その他の活動とを両立することができるよう支援するため、育児休業、介護休暇等の制度について、性別にかかわらず共に活用できる環境づくりに努めること。

（男女共同参画に関する教育、学習の振興）

第 11 条 市は、市民が男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、家庭教育、学校教育及び社会教育のあらゆる分野の教育において、男女共同参画に関する教育、学習の振興について必要な施策を行うものとする。

（家庭生活と職業生活その他の活動の両立支援）

第 12 条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立することができるよう、子育てや介護等の支援を行うものとする。

（情報収集と調査研究）

第 13 条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

（市民の理解を深めるための措置）

第 14 条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、広報啓発活動を行うものとする。

（男女共同参画の推進に向けた支援）

第 15 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画への取組（積極的改善措置を含む。）が促進されるよう、必要な情報提供その他の協力を行うものとする。（苦情又は相談への対応）

第 16 条 市は、男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けた場合は、関係機関との連携を図りながら適切に対応するものとする。

第 3 章 呉市男女共同参画推進審議会

（審議会の設置）

第 17 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、呉市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の組織、運営）

第 18 条 審議会は、15 名以内の委員をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならないものとする。

2 委員は、市民及び学識者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、これを妨げないものとする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織、運営について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

呉市男女共同参画都市宣言

呉市は、瀬戸内の美しい自然と、先人達が築いてきた「ものづくり」のまちとしての歴史と文化に囲まれた魅力あふれるまちです。

21世紀を迎え、少子・高齢化等、社会が大きく変化するなか、人が人として大切にされ、やさしさあふれるまちとして更に発展していくためには、家庭に、職場に、地域に、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分発揮し、責任も分かちあえる社会を実現していかなければなりません。

呉市は、市制100周年を迎え、新たな100年に向けての第一歩を踏み出す今、市・市民・事業者が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組み、「誰もが住みやすく住んでみたい呉市」を目指して「男女共同参画都市」を宣言します。

平成15年1月28日
呉市長

令和5（2023）年版

呉市の男女共同参画に関する年次報告 （概要版）

令和6年3月発行

編集・発行 呉市市民部人権・男女共同参画課
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
Tel (0823)25-3476
Fax (0823)26-6267
E-mail zinken@city.kure.lg.jp